

平成24年11月16日

政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があり、下記の政治団体は同法第3条第2項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったので、同法第7条の2第1項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

- 政治団体の名称 新党きづな
- 異動事項
- 代表者の氏名
- 新 上野 一雄
- 旧 内山 晃
- 会計責任者の氏名
- 新 山本 晴美
- 旧 渡辺 浩一郎
- 政党でなくなった年月日 平成24年11月15日
- 届出年月日 平成24年11月16日

(連絡先)

自治行政局選挙部政治資金課
担当：櫻井補佐、森岡係長
電話：(代表)03-5253-5111
(直通)03-5253-5580
FAX:03-5253-5583